

## 別紙第 2

### 勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岐阜県条例第 48 号）及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）を改正することを勧告する。

#### 1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正 期末手当について

##### (1) 令和 3 年 12 月期の支給割合

###### ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を 1.125 月分（再任用職員にあつては、0.625 月分）とすること。

###### イ 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員

（以下「管理・監督職員」という。）

期末手当の支給割合を 0.925 月分（再任用職員にあつては、0.525 月分）とすること。

###### ウ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

期末手当の支給割合を 0.575 月分とすること。

##### (2) 令和 4 年度以降の支給割合

###### ア イ及びウ以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2 月分（再任用職員にあつては、それぞれ 0.675 月分）とすること。

#### イ 管理・監督職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

#### ウ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分とすること。

### 2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

#### 期末手当について

##### (1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

##### (2) 令和4年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

### 3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

#### 特定任期付職員の期末手当について

##### (1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

##### (2) 令和4年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和4年4月1日から実施すること。